

【民法改正】成年年齢の引下げについて

令和4年4月1日から、成年年齢を18歳に引き下げることを内容とする「民法の一部を改正する法律」が施行されました。

今後は、18歳、19歳の方々は、親権者（法定代理人）の同意を得ずに、様々な契約等を行うことが可能となります。

自販連会員の皆様におかれましても、18歳、19歳の若年者との契約締結の際には、商品や契約の内容、支払総額、支払方法、契約の解除に関する条項等について、分かりやすく丁寧な説明を行っていただく等、十分なお配慮をお願いします。

以下、成年年齢の引下げに関する政府広報 Web サイトもご参照ください。

また、本件につきましては、月刊「自動車販売」4月号に特集記事として掲載予定ですので、お手元に届きましたら是非ご一読ください。

内 容	Web サイト
【政府広報オンライン】18歳から大人に！ 成年年齢引下げで変わること、変わらないこと	詳細
【法務省】民法(成年年齢関係)改正 Q&A	詳細
【法務省】動画サイト「大人への道しるべ」	詳細
【法務省】動画サイト「1分でわかる成年年齢引下げ」	詳細
【消費者庁】「18歳から大人」特設ページ	詳細